

志摩市公園施設長寿命化計画

令和4年3月

志摩市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課

1. 都市公園整備状況

(令和3年 4月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
14か所	20.84 ha	38.50 m ²

2. 計画期間（西暦）〔令和4年度～令和13年度（10箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
		1										1

②選定理由

長寿命化計画策定により、より効果的な維持管理に資するため、教育委員会事務局所管の都市公園における公園規模・公園施設数・利用状況を勘案し、地区公園1箇所を対象とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
			4	3		2

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
28			37

②これまでの維持管理状況

都市公園のうち、磯部ふれあい公園（地区公園）については、総合型地域スポーツクラブの活動拠点として、指定管理者に委託している。
施設は、設置から30年近く経過している施設を作業員等で日常の点検・清掃・不良箇所の修繕対応をしている。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

志摩市が管理する都市公園14箇所のうち、教育委員会事務局生涯学習スポーツ課において公園面積2ha以上の都市公園3箇所を所管しているが、公園施設の経過年数や材質、劣化状況等が酷く、効果的に維持管理ができるよう所管の公園1施設を対象とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、公共施設等総合整備計画の位置づけで、改修工事設計事務所の劣化調査により令和2年7月～8月までに健全度調査を実施した。

- A判定：早急に措置が必要
- B判定：劣化がみられるが経過観察
- C判定：当面措置を要しない

※判定基準は市独自基準

体育館については、法適合性の検証をした結果、アリーナが基準法施行令第39条第3項による「特定天井」になっており、天井が損傷しても落下しないような措置を講じる必要がある。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 ()	-	-	-	/	
c. 土木構造物 ()	-	-	-	/	
d. 建築物 ()	33	-	-	/	体育館、バックネット、防球ネット、グラウンド照明、屋外灯、テニスコート、屋外便所
b. 遊具等 ()	1	3	-	/	複合遊具・スプリング遊具

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

健全度調査結果に基づき、ほとんどの施設がA判定であり、緊急性を要するが、管理事務所があり、常時人が利用する体育館を最優先とし、屋外であれば公道への被害をださないよう防球ネットと事故防止を防ぐために劣化が酷い遊具を優先し、照明や屋外便所と順位付けして対策する。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 ()	-	-	-
c. 土木構造物 ()	-	-	-
d. 建築物 ()	33	-	-
b. 遊具等 ()	4	-	-

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持し、施設の劣化や損傷を確認する。
公園施設の異常が発見された場合は、ただちに使用を中止し、事故等防止に努める。
また、調査を実施して、補修、もしくは更新を位置付けたうえで措置を行う。

日常点検で安全利用面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、施設の健全度調査を実施し、設備の補修、もしくは更新を位置付けたうえで措置を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

<一般施設・土木構造物>

- ・健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・公園施設毎の管理類型の例などを参考にして確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

<遊具等>

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

<建築物等>

- ・100㎡を超える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。また、志摩市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述(次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述)

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	636,952 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	636,952 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	0 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	636,952 千円

備考) 計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

建物の使用年数を長寿命化することで、60年間から80年間に延ばすことで3,792千円／年のLCCの縮減する。
※建築保全センターLCC計算プログラムより算出

備考) ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2031 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。